

# 令和2年度日本学生支援機構奨学金（学部）給付奨学生 （家計急変採用）の新制度開始に伴う募集について

令和2年4月20日掲載

令和2年5月7日更新

学生支援課 奨学支援グループ

令和2年4月に神戸大学の学部<sup>1</sup>に在学し、2019年1月～2020年3月に次のいずれかの事由が発生し、対応する証明書類が提出できる方のうち、新規に日本学生支援機構奨学金（給付型）を希望する方の募集（家計急変採用）について、下記のとおり募集します。

なお、2020年4月以降に事由が発生した方については随時（事由発生日から3か月以内）募集します。

家計急変事由	証明書類
A：生計維持者（原則父母）の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	下記全て ・医師による診断書 ・病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（下表参照）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D1：震災、火災、風水害等に被災し、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	下記全て ・罹災証明書 ・事情書（所定様式）
D2：コロナ禍により、生計維持者の一方（又は両方）が失職・収入減少	下記いずれか ・コロナ禍による失職・収入減少を証明する書類（次ページ参照） ・申告書（所定様式）

## ◆家計急変事由C「非自発的失業」について

離職理由コード	離職理由
1A(11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B(12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B(22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D(34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

※ 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証において、上記離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用の対象とはなりません。

※ 例えば、定年退職等は家計急変採用の対象ではありません。

## ◆コロナ禍を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

コロナ禍を事由とする家計急変において認められる公的支援の例は、下表のとおりです。

※1 神戸大学及び日本学生支援機構では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

※2 下表の制度の実施機関では、日本学生支援機構の奨学金制度についてお答えできません。

※3 今後、関係省庁の検討状況等により、下表を更新することがあります。

詳細は、日本学生支援機構 HP「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」をご覧ください。

参照 URL : [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
	小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）		
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
	生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）		
	新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付		
3	危機対応融資	商工組合中央金庫	事業主の方向け
		日本政策投資銀行	
4	セーフティネット保証4号、5号	信用保証協会	事業主の方向け
	危機関連保証		
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金	社会福祉協議会	
	総合支援資金（生活費）		
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省	事業主の方向け
		日本年金機構	
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁	
		地方公共団体	

なお、認められる証明書をどうしても用意することができない場合に、証明書に代えて「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」（以下「申告書」）を提出することができます。

※ 公的支援の証明書に代えてこの申告書を提出する場合は、加えて、家計急変の事由が生じた方の減収前の給与等の証明書1ヶ月分及び減収後の給与等の証明書1ヶ月分の合計2か月分を提出することが必要です。

※ 公的支援の証明書に代えてこの申告書を提出する場合は、公的支援の証明書を提出する場合と比べて、審査に時間を要することがあります。

※ 審査は、日本学生支援機構にて行われますので、「申告書」を提出すれば、必ず家計急変採用に採用されるとは限りません。

## ◆日本学生支援機構奨学金（学部・家計急変採用）募集日程等

資料請求期間	令和2年4月27日（月）～ <b>6月5日（金）必着（締切延長）</b>
資料請求方法	原則郵送 請求する封筒の表に「 <b>日本学生支援機構奨学生（家計急変採用）資料請求</b> 」と朱書きし、下記書類を同封し、奨学支援グループ（下記住所）まで郵送してください。 ・返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入した角型2号封筒。215円分の切手を貼付） ・メモ（学部名・学籍番号・氏名・電話番号、 <b>希望する申請書類（「家計急変」）</b> を明記）
申請期間	令和2年5月25日（月）～ <b>6月12日（金）必着（締切延長）</b>
申請方法	原則郵送 発送する封筒の表に、「 <b>日本学生支援機構奨学生（家計急変採用）申請書類在中</b> 」と朱書きで記載しておいてください。 医学部・海事科学部の新2年生以上の学生も、提出先は奨学支援グループです。
申請書類請求・書類提出場所	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1 神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第一キャンパスB棟1階）

- ※ 今回、日本学生支援機構奨学金（給付型）を申請し、採用された場合は、本年4月に遡って、授業料減免（新生にあっては、入学料・授業料減免）の対象となります。
- ※ 申請にあたっては、別紙「**日本学生支援機構奨学金早わかりガイド（学部生対象）**」を予め確認し、自身がどの種類の奨学金に申請が可能か、必ず確認してください。
- ※ 緊急事態宣言発令に鑑み、今後、本制度の申請期間・申請方法等を変更する可能性があります。定期的に、本学ホームページを確認するようにしてください。
- ※ 家計急変事由「A：生計維持者（原則父母）の一方（又は両方）が死亡」については、「学部在学採用」申込時においても反映されます。どちらをお申込みいただいても結構です。また、既に「在学採用」申請を済まされた方も、
- ※ 既に予約採用や在学予約採用にて給付奨学金の第Ⅱ・第Ⅲ区分に採用済でも申請できます。
- ※ 貸与奨学金も併せて新規でご希望の場合は、貸与については学部在学採用にて申請してください。